

感染症(新型コロナウイルス等)に関する仮確認書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び、全日本港湾運輸労働組合同盟は、感染症(新型コロナウイルス等)の公衆衛生に係る対応について、下記の通り確認する。

記

1. 港運労使は、港湾物流の社会的重要性に鑑み、港湾労働者並びに港湾運送の事業分野における公衆衛生対策に最大限の努力を行う。
そのために、日港協、及び傘下各店社は、感染予防具の確保、感染予防環境の整備を促進し、港運労使は、検疫体制強化など港湾運送への感染防止の法整備・行政措置を関係者に求めていく。
2. 日港協傘下企業が新型コロナウイルスに関して、従業員に対して休業を命じた場合は、その企業は雇用調整助成金など国の制度を活用するなどして、休業に伴う賃金カットを行わないよう最大限努力する。
3. 新型コロナウイルス感染等の予防措置に伴う諸制度の整備については、継続して協議を行う。
4. 罹患者等への差別的取り扱いは厳に行わない。
5. 緊急事態宣言など、政府が対策を講じる場合は、その対策を含め必要に応じ労使協議し対応を行う。

以上

2020年 6月30日

一般社団法人 日本港運協会
経営労働委員会

委員長 田原 口 誠

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 日 吉 正 博